

令和7年度福島県公立小・中・義務教育学校
臨時的任用職員、会計年度任用職員(非常勤職員)募集のお知らせ

～ ふくしまで 子どもの夢を あなたの夢を かなえませんか ～

福島県教育庁義務教育課
福島県教育庁県北教育事務所

- 1 募集職種 小・中・義務教育学校の臨時的任用職員（講師・養護助教諭・事務職員・栄養職員）
会計年度任用職員（非常勤職員）
- 2 勤務地 県北域内
- 3 任用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
(任用の形態、職種によって期間が変わります。)

4 勤務条件

職種	給与	勤務時間	休日
臨時的任用職員 (講師) (養護助教諭)	大学卒月給 22 万円程度 短大卒月給 20 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7 時間 45 分	土・日・祝日 年末年始
臨時的任用職員 (学校事務職員)	月給 17 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7 時間 45 分	土・日・祝日 年末年始
臨時的任用職員 (学校栄養職員)	月給 19 万円程度 諸手当有り (経験年数等で異なります。)	7 時間 45 分	土・日・祝日 年末年始
会計年度任用職員 (時間講師等)	時給 2,680 円 (令和6年度単価)		

5 応募資格 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方

(1) 各校種・職種に応じた免許状等を有する方

- 講師及び養護助教諭については、希望する校種・職種の免許状を所有する方又は
取得見込みの方

※教育職員免許法の改正により、施行日（令和4年7月1日）時点で有効な免許状
（休眠状態のものも含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となっております。
しかし、施行日前に有効期限または終了確認期限を超過して「失効」した免許
状では教職に就くことができませんので、十分に注意してください。

なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行
うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。

- 事務職員については、高校卒業の資格を有する方又は卒業見込みの方
(パソコンの操作ができる方)
- 栄養職員については、栄養士免許状を所有する方又は取得見込みの方

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

※身体に障がいのある方へ

身体に障がいのある方（身体障害者手帳1級から6級）についても上記の資格があり、教職員としての職務の遂行が可能な方の応募が可能です。

6 提出書類 県北教育事務所のホームページに掲載している提出書類の様式をダウンロードし、作成してください。会計年度任用職員（非常勤職員）の方も任用に際して、身体検査書が必要となります。

※ 書類の提出は書留または簡易書留にて郵送してください。また、表に「臨採付志願書 在中」と朱書きしてください。郵送後必ず下のメールアドレスに郵送した旨を送信してください。今後の連絡に使用します。

※ メールアドレス：kenpokukyokuiku.saiyou@pref.fukushima.lg.jp

また、次のものを必ず同封してください。

- ・ 講師、養護助教諭：教員免許状写、更新講習修了確認証明書写（更新者）
- ・ 学校事務職員：卒業証書または卒業証明書（卒業見込み証明書）写
- ・ 学校栄養職員：栄養士免許状写

7 応募期間 令和7年度当初からの任用を希望する方は、**令和6年11月19日（火）から令和7年1月10日（金）**までの間に所定の手続きをしてください。

臨時的任用学校事務職員及び臨時的任用栄養職員については、応募状況により早めに締め切る場合がありますので留意してください。

8 採用 必要な書類を提出していただき、欠員等の状況により、書類選考、面接等を経て採用となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。下の問合せ先にお問い合わせください。

9 問合せ先 福島県教育庁県北教育事務所学校教育課 （電話 024-521-2818・2815）